

令和8年度（2026年度）伝統的工芸品販売力強化・新たな魅力創造事業
業務委託に係る質問に対する回答書

	質問内容	回答
1	基本仕様書1ページ 4 委託業務の内容（2）大消費地での展示販売に関して展示販売の会場において発生する販売手数料は、受託者負担でしょうか。それとも工芸作品の販売に係る手数料は、差し引いてお戻ししても問題ないでしょうか。	販売手数料の取り扱いについては、受託者負担となります。販売手数料を含めた額での販売価格の設定をお願いします。
2	基本仕様書1ページ 4 委託業務の内容（3）伝統工芸館での展示販売に関して、熊本県伝統工芸館で展示販売を実施するに当たって、使用料は発生するのでしょうか。また販売手数料は発生するのでしょうか。発生する場合は受託者負担でしょうか。	熊本県伝統工芸館1階ショップ（ホワイトキューブ）を使用するにあたり、使用料は発生しません。販売手数料については受託者負担となります。販売手数料を含めた額での販売価格の設定をお願いします。
3	基本仕様書1ページ 4 委託業務の内容（3）伝統工芸館での展示販売ができる工芸家には、指定などがあるのでしょうか。	伝統的な技法・技術を活かしながらも新たな顧客層に向けた商品開発を目指す必要があることから、新商品の開発にあたっては①熊本県の伝統的工芸品に指定されている工芸家もしくは②熊本県伝統工芸協会に所属している工芸家としてください。
4	○委託業務の内容（1）魅力ある伝統的工芸品の開発 県内の工芸家の選定にあたって、選定できる工芸家は県指定の工芸家のリストの中から選ぶ必要があるか？指定がない工芸の中から選定することが可能か。	伝統的な技法・技術を活かしながらも新たな顧客層に向けた商品開発を目指す必要があることから、新商品の開発にあたっては①熊本県の伝統的工芸品に指定されている工芸家、もしくは②熊本県伝統工芸協会に所属している工芸家としてください。
5	○委託業務の内容（4）本県伝統工芸品の周知・広報 ここで周知・広報の対象となるのは、上記選定した工芸家・工芸品以外についても、広く既存の本県伝統工芸品が周知・広報の対象となるのか。	お見込みのとおり、上記選定した工芸家・工芸品以外にも広く周知・広報の対象としてください。
6	○委託業務の内容（3）熊本県伝統工芸館での展示販売 ホワイトキューブでの展示販売に際して、販売するための人員及び人件費は受託者が手当する必要があるか。また、手当が必要な場合、当該人員が配置される期間の駐車場は伝統工芸館の駐車場を利用可能か。	ホワイトキューブでの販売は、伝統工芸館への受託販売となりますので、販売するための人員の手配は必要ありません。ただし、販売手数料は受託者負担となりますので、販売手数料を含めた額での販売価格の設定をお願いします。